

三日迄職銀餘額を受領した。

のりあるが、遊職銀額を一同請求して又僅き間心且て十二月
 経営主の職銀手當一人當百圓請求した。職銀は以下に
 正、職銀の繰越並に繰出せられた。

「たるに備へ」一同請求して職銀又僅き間へたのである。

十一月三十日突成翁業員中支個人は「たる」の職銀申渡さず
 一同職銀を繰越す受取金に當り、内借返金の「たる」に
 経営主の支給の貸付を「たる」根拠職銀の貸其の借付職銀並
 四、借付職銀並

三、事業主 岩淵元夫君（個人経営）

二、職員 此三 福岡市東中街

一、その他 兼 又樂論翁業員職銀繰越

法人 謝臨會 福岡出張所

法人 協調會 福岡出張所

一方事業主に在りては従業員側の態度強硬なるを見て本件
 の發展紛糾を恐れ支配人を懐柔して他の被解雇者を慰撫せ
 しめ十二月四日左の條件を以て解決したのである。

解決條件

1、支配人吉岡某
 松竹事務員なる為従業員通館に出入せしむるも支配人は
 解任すること

2、事務員三名中
 一名は一應退職し機を見て雇備すること
 一名（宣傳部長）は解雇し涙金五百圓
 一名（會計）は解雇し涙金貳百圓

3、其他三名解雇
 表方一名解雇し涙金五百圓